

北栄町消費生活相談窓口のご案内

(相談窓口案内カード添付)

～高齢者への周知にご協力を～

鳥取県消費生活センターによると、平成21年度中の県内の消費生活相談件数は県と市町村合わせて約8000件ありました。(そのうち北栄町は約150件)

最近は特に高齢者からの相談が増加しており、去年は全体の約3割が60歳以上の高齢者からの相談でした。高齢者は日中の在宅率が高く、訪問販売や電話勧誘を受ける機会が多いため、不安を感じている方も多いと思われます。

役場では、町内放送や町報のほか、印刷物の配布などで消費生活問題への注意喚起、相談窓口の周知などを行っています。しかし、高齢者の方々にとっては、より身近な地域の方々からの情報や声掛けが一番の安心材料となります。

日ごろ、地域で高齢者の見守り活動を行っている身近な人から、消費生活相談についてのちょっとした声掛け、また、相談窓口の案内等があれば、より大きな安心となるだけでなく、トラブルの未然防止や拡大防止、また、迅速な被害救済につなげることができます。

ぜひ、自治会長の皆さまをはじめ、自治会役員、地域の高齢者をサポートする立場の方々など、幅広い方々への周知にご協力をお願いします。

～最近のトラブル情報～

物干し竿の訪問販売(4月上旬)

町内の70代の女性が突然の訪問で物干し竿の勧誘を受け、1万9千円の竿を頼んだが、設置完了後に19万8千円を請求された。断ると「金は近所から借りろ」「カードで払え」と迫られ怖かった。最終的に、自治会長や近所の住民の協力を得て女性の夫が交渉した結果、高額な竿は撤去されたが、別の竿を1万9千円で購入させられた。会社名や社員名は最後まで名乗らず、領収書の発行も拒否された。

突然の訪問で販売勧誘を受けても、その場で申し込まず、必ず誰かに相談しましょう。

また、名刺をもらうなど、相手の名前と連絡先は必ず控えておきましょう。

貴金属の買い取り商法(2月頃から複数の情報提供あり)

突然の電話(訪問)で、「補聴器や心臓のペースメーカーなどに再利用するので、不要な貴金属があれば売ってほしい。高値で買い取る」と勧誘してくる。断っても「どんな物でも、1つでもいい」「近所の方は喜んで売ってくれた」などとしつこい。訪問勧誘の業者は、町内を地区単位で一軒ずつローラー作戦で回っていた。

業者が合法的な許可業者で、双方納得の契約であれば問題ありません。

しかし、国民生活センターには「断ってもしつこく居座られ、怖くて売ってしまった」「了解していないのに強引にお金を置いて行ったが、社名も連絡先も分からない」などの強引な行為への相談が全国から多数寄せられています。これらの行為は法律に違法している可能性がありますので、このような行為を行う業者には注意が必要です。



消費者 ほっとライン

目次

- P. 1 住宅用火災警報器トラブル
- P. 2 アダルト等のワンクリック請求
- P. 3 パソコンの復旧方法
- P. 4 センターからのお知らせ

NO. 206
(2011. 3)



住宅用火災警報器の訪問販売トラブルにご注意を！

消防法の改正により、平成23年5月末までに、県内の既設住宅は住宅用火災警報器を設置する義務がありますが、鳥取県の推計普及率は全国最下位であると発表されました。(40.6%、全国 63.6%、H22.12 月時点)

これを機に、悪質業者が県内で強引な訪問販売を展開することも考えられます。あらかじめその手口と対策を知り、悪質業者を撃退しましょう！



【事例】「点検」と言ったのに…

突然1人暮らしで80歳の母の家に「市役所から火災警報器の点検に来た」と男2人がやって来た。

4ヶ所に次々と警報器を取り付けられ、代金19万円を請求された。

母は高いと思ったが「取り付けないと罰せられる」と言われ、仕方なく払ったようだ。

母は業者から何の書面ももらっておらず、連絡先がわからない。



●●アドバイス●●

- 1人暮らしの高齢者は、悪質業者にねらわれています。業者が来る前に、**家族や周りの方**と火災警報器の設置について**早めに検討**し、設置しましょう。
- 市役所や消防署など、**公的機関が訪問販売**に関わることは**絶対にありません**。「必要ない」ときっぱり断り、不審な業者を**家に入れない**ことが重要です。
- 罰則はありませんが、設置は義務づけられています。
- 契約前に**見積書**をもらい、工事内容を十分に確認し、他社と**比較検討**した上で、納得してから契約しましょう。
- 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日間は、**クーリング・オフ**により無条件で解約できます。早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

住宅用火災警報器 Q & A



Q 自分で取り付けできますか？

A 天井や壁に**自分で取り付け**できます。

Q どこで買えますか？値段の目安は？

A 大型電器店やホームセンターなどに行けば、**1個数千円から**買うことができます。

買うときは、日本消防検定協会の**NSマーク**がついた商品を選びましょう。

Q 設置義務のある場所は？

A 少なくとも**寝室**と、2階などに寝室があれば階段に設置が必要です。市町村によっては台所への設置を義務づけている場合もあります。



- 知らない業者は**家に入れない**
- 相手の言葉を**うのみにしない**
- 契約前に必ず**相談**！



【住宅用火災警報器に関する相談窓口】 住宅用火災警報器相談室 0120-565-911 (平日9時～17時)

編集・発行 鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 消費生活センター

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 294 (米子コンベンションセンター4 階)

TEL : (0859)34-2765 FAX : (0859)34-2670 Eメール : shohiseikatsu@pref.tottori.jp